

テーマ: タスク・シフト/シェア (その1)

Question

最近、働き方改革の話の中で「タスク・シフト/タスク・シェア」というワードをよく聞きます。これはどういうことを指しますか？

Answer

令和3年5月の医療法改正において、医師の長時間勤務を制限する「医師の働き方改革」が盛り込まれました。「医師の働き方改革」を進めるに当たっての基本的な考え方の一つに、『医療は医師だけでなく多様な職種の連携によりチームで提供されるものであるが、患者へのきめ細かなケアによる質の向上や医療従事者の負担軽減による効率的な医療提供を進めるため、さらにチーム医療の考え方を進める必要がある』があります。これに基づき、**医療従事者の合意形成のもとで医師の業務の移管や共同化することを指します。**



Question

いきなり、タスク・シフト/タスク・シェアを進めるのは難しいと思うのですが、まず何から着手したらいいのでしょうか？

Answer

時間外労働時間数や勤務体制の把握以外に、まず全ての業務の現状を確認します。日々の一つ一つの業務において、▼これは限定された職種のみが担当する医療行為若しくは業務なのか、▼当該職種以外でもできるのか、できるとしたら何の職種か。チーム医療を進めていく上では、特定の職種にのみ負担がかからない構造にする必要があります。特に有資格の職種の業務については、他の職種への移管が可能か否かを確認することで、タスク・シフト/タスク・シェアを進めやすくなります。

Question

医師の業務を他の職種に移管する場合、移管された側に負担がかかってしまうのは仕方がないことなのでしょうか？

Answer

医師の業務が移管される側の職種（例えば、看護師や医師事務作業補助者等）の業務のうち、他の職種・職員が担当できるものがあれば、先に移し、余裕を作っておくことが望ましいです。なぜならば、日々の診療を止めることはできないため、一部に負担をかけてしまうと、インシデント、アクシデントに繋がる恐れがあります。そのリスクヘッジのためにも、余裕は必要です。

第39号 タスク・シフト/タスク・シェア (その2) につづく...

無料

お困りのことやご不明な点などがございましたらお気軽にご相談ください！
社会保険労務士と医業経営コンサルタントがアドバイスいたします(秘密厳守)。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345 (平日9時30分から17時30分まで)

詳細はこちらから検索！ ⇒

東京都 勤務環境

検索

勤務環境かいぜんサポートナビ

